

平成 21 年 2 月 2 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

## 個人年金保険「アクティブビジョン」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、平成 21 年 2 月 9 日（月）より、個人年金保険「アクティブビジョン」（引受保険会社：アリアンツ生命保険株式会社）の取扱いを開始します。本商品の主な特徴は以下のとおりです。

### 1. 米ドル建ての変額個人年金保険

本商品は、一時払保険料のお払い込みや年金などのお受け取りを米ドルで行っていただく（注 1）、米ドル建ての変額個人年金保険です。お払い込みいただいた保険料は、据置期間中および年金支払期間中、主に外国の株式・債券を投資対象とする特別勘定で運用されます。

（注 1）特約を付加することで円でのお受け取りも可能です。

### 2. 年金は 1 年後から一生涯

ご契約より最短で 1 年後から（注 2）一生涯、年金をお受け取りいただけます。

年金支払開始時の年金額は年金支払開始時の被保険者の年齢等に基づき計算され、以後の特別勘定の運用実績にかかわらず、この米ドル建ての年金額が最低保証されます。

（注 2）年金支払開始年齢は 50 歳から 90 歳です。

また、年金支払期間において特別勘定の運用実績が好調な場合等には、年金額が増加する可能性があり、一度増加した年金額は下がることはありません。

### 3. 一時払保険料相当額の保証

据置期間中に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡給付金は、運用実績にかかわらず、米ドル建ての一時払保険料相当額（基本保険金額）が最低保証されます（注 3）。また、年金支払期間中に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡一時金（注 4）は、運用実績にかかわらず、一時払保険料相当額（基本保険金額）から既払年金合計額を差し引いた額が最低保証されます（注 3）。

（注 3）為替変動リスクがあるため円換算後の受取総額は保証されていません。

（注 4）既払年金合計額が基本保険金額を上回っており、かつ、積立金残高がゼロの場合には、死亡一時金のお支払いはありません。

三井住友銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）、設計書、ご契約のしおり・約款、特別勘定のしおり等の資料をご覧ください。

(別紙1) アクティブビジョン商品概要

契約年齢（被保険者の満年齢）	40～75歳																				
一時払保険料（基本保険金額）	50,000米ドル～5億円* ※ アリアンツ生命でのご契約を被保険者単位で通算して、5億円*をこえることはできません。																				
保険料払込方法	一時払のみ																				
告知	不要です。																				
据置期間	1年～50年（1年単位） ※ 年金支払開始時の被保険者年齢は50歳～90歳となります。																				
年金種類	特別勘定終身年金																				
特別勘定および基本配分比率	グローバルバランス型 米国株式25%、欧州株式10%、外国債券65%																				
年金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回の年金額は、年金支払開始日の前日の年金算出基準額に、年金支払開始日の被保険者の年齢に応じた年金額算出率を乗じた額となります。</li> <li>年金算出基準額は、据置期間中、特別勘定の運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日ごとに基本保険金額に対して年3%単利で最高9回にわたり増加します。</li> <li>第2回以後の年金額は、運用が好調で年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額より大きい場合や、年金支払日に被保険者の年齢が属する年齢区分が変わる際に、年金支払日の前日の積立金額に年金額算出率を乗じた額がそれまでの年金額より大きい場合、年金額が増加します。増加した年金額は以後下がることはありません。</li> </ul> <p>&lt;年金額算出率&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢区分</th> <th>年金額算出率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50歳～54歳</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td>55歳～59歳</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>60歳～64歳</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>65歳～69歳</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>70歳～73歳</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>74歳～76歳</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>77歳～79歳</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>80歳～82歳</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>83歳～90歳</td> <td>7.2%</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の年齢区分	年金額算出率	50歳～54歳	4.4%	55歳～59歳	4.5%	60歳～64歳	4.7%	65歳～69歳	5.0%	70歳～73歳	5.4%	74歳～76歳	5.8%	77歳～79歳	6.2%	80歳～82歳	6.7%	83歳～90歳	7.2%
被保険者の年齢区分	年金額算出率																				
50歳～54歳	4.4%																				
55歳～59歳	4.5%																				
60歳～64歳	4.7%																				
65歳～69歳	5.0%																				
70歳～73歳	5.4%																				
74歳～76歳	5.8%																				
77歳～79歳	6.2%																				
80歳～82歳	6.7%																				
83歳～90歳	7.2%																				
死亡給付金額（年金支払開始日前に亡くなられたとき）	被保険者が死亡した日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 ①積立金額 ②基本保険金額																				
死亡一時金額（年金支払開始日以後に亡くなられたとき）	被保険者が死亡した日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 ①積立金額 ②基本保険金額から既払年金合計額を差引いた額																				
基本保険金額の増額	一時払保険料の特別勘定への繰入日以後、年金支払開始日の1年前の契約応当日までお取り扱いします。 取扱年齢：40歳～75歳（増額日における被保険者の満年齢） 増額保険料：3,000米ドル以上																				
諸費用	契約初期費用	一時払保険料（増額保険料）に対して3.0%																			
	保険契約関連費用	特別勘定の資産総額に対して年率2.98%																			
	資産運用関連費用	特別勘定が投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して年率0.2295%程度																			
解約控除率	契約日（増額部分については増額日）から解約日（一部解約日）の前日までの年数が10年未満の場合、解約控除対象額に対して4%～0.4%																				
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・ご契約の解除）の対象																				

\*アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。

## (別紙2) アクティブビジョンに関する重要事項

### お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の合計額となります。

項目	費用
契約初期費用	一時払保険料（増額保険料）に対して3%を特別勘定への繰入時に控除します。
保険契約関連費用	特別勘定による運用期間中、特別勘定の資産総額に対して年率2.98%の1/365を毎日控除します。
資産運用関連費用*	特別勘定による運用期間中、特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して年率0.2295%を日割りで乗じた額を毎日控除します。
解約控除	解約返戻金支払時・年金の一括支払時に、契約日（増額部分については増額日）から解約日（一部解約日）の前日までの年数が10年未満の場合、解約控除対象額に対して4%～0.4%を積立金から控除して支払います。
年金管理費	遺族年金支払特約による年金支払開始日以後、支払年金額に対して1%を、年金支払日に責任準備金から控除します。
米ドルのお取扱いにかかる費用	<ul style="list-style-type: none"><li>保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、米ドル建ての年金などのお受取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関などによって異なるため、表示することができません。</li><li>年金などを円でお受取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくこととなります。このとき適用される年金円支払特約為替レート・円支払特約為替レートは、対顧客直物電信売買相場仲値（TMM）と比べて、1米ドルあたり60銭の差がありますので、その差額が特約適用時のご負担となります。</li></ul>

\* 資産運用関連費用は信託報酬を記載しています。資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。  
なお、資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

### この保険のリスクについて

- この商品では、お払込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国の株式および債券を主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

### その他の留意事項

- ご検討にあたっては、「パンフレット」、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「設計書」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- この商品には、当行による元本および利回りの保証はありません。
- この商品は、アリアンツ生命保険株式会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、アリアンツ生命保険株式会社となります。
- この商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- この商品のお申し込みの有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする個人年金保険のお申し込みはお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては当行で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。